【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成26年２月12日
【会社名】	スーパーバッグ株式会社
【英訳名】	Superbag Campany, Limited
【代表者の役職氏名】	取締役社長　福田吉弘
【本店の所在の場所】	東京都豊島区西池袋５丁目18番11号
【電話番号】	(03)3987-9201
【事務連絡者氏名】	取締役総務部長　吉田耕一
【最寄りの連絡場所】	埼玉県所沢市若狭１丁目2602番地
【電話番号】	(04)2938-1222
【事務連絡者氏名】	取締役総務部長　吉田耕一
【縦覧に供する場所】	スーパーバッグ株式会社　大阪支店 (大阪府門真市北岸和田２丁目２番34号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町２番１号)

１【提出理由】

当社および連結会社の財政状態、経営成績およびキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象が発生しましたので、金融商品取引法第24条の５第４項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第２項第12号および第19号の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

２【報告内容】

（１）厚生年金基金解散損失引当金繰入額の計上について

①当該事象の発生年月日

平成26年１月24日

②当該事象の内容

当社が加入している総合設立型厚生年金基金制度の「東京紙商厚生年金基金」は、厚生労働省に解散の認可の申請を行う予定であり、それに伴い、特別損失を計上することといたしました。

同基金は長期にわたる運用環境の低迷、加入員の減少および年金受給者の増加を要因として基金財政が悪化し、今後も更なる事業主負担の増加が見込まれる中で基金継続は困難であるとの結論に達したため、平成24年12月11日開催の代議員会において、特例解散の方針を決議し、平成26年４月以降の解散に向けて諸手続きを進めているところであります。

なお、同基金の解散には加入員の３分の２の同意と厚生労働省の認可が必要であり、平成26年４月以降に認可申請を予定しており、実際の解散はそれ以降となる見込みであります。

③当該事象の損益および連結損益に与える影響額

基金解散に伴う損失の負担見込額について、同基金より入手した平成25年３月31日現在の決算数値および基金解散時の追加拠出金の加入事業主ごとの按分割合をもとに、同日時点で解散した場合のおおよその費用を試算した結果、平成26年３月期第３四半期の個別決算および連結決算において、「厚生年金基金解散損失引当金繰入額」215百万円を特別損失に計上することといたしました。

なお、実際の費用については、解散時点での基金財政状態や加入事業主間の費用負担の按分割合の変動によって増減することが予想されます。

（２）投資有価証券売却益の計上について

①当該事象の発生年月日

平成26年１月８日～平成26年２月７日

②当該事象の内容

資産の効率化および財務体質の強化を図るため、当社保有の投資有価証券の一部を売却したことに伴い、特別利益を計上することといたしました。

③当該事象の損益および連結損益に与える影響額

平成26年３月期の個別決算および連結決算において、「投資有価証券売却益」192百万円を特別利益に計上いたします。